

「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定について

1 策定の経緯

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

| 【国の3つの大綱】 | 【県の子ども・若者施策に関する計画】 |
|--|---|
| 少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱 | 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン |
| ↓ | ↓ |
| (統合) 「こども大綱」の策定 | (統合) 「かながわ子ども・若者みらい計画」(仮称)の策定 |

2 策定に向けた基本的な考え方

(1) 計画の位置付け ※**新**は今回の計画策定で新たな位置付けとなる計画

| 根拠法令等 | 法令等における計画名 (現行計画名) |
|-------------------------------------|--|
| 新 こども基本法第10条第1項 | 都道府県こども計画 |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項 | 都道府県計画 (神奈川県子どもの貧困対策推進計画) |
| 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項 | 都道府県子ども・若者計画 (かながわ子ども・若者支援指針) |
| 子ども・子育て支援法第62条第1項 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 (かながわ子どもみらいプラン) |
| 次世代育成支援対策推進法第9条第1項 | 都道府県行動計画 (かながわ子どもみらいプラン) |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項 | 自立促進計画 (かながわ子どもみらいプラン) |
| 新 県子ども・子育て支援推進条例 (今後改正予定) | 基本計画(仮称) |
| 県総合計画「かながわグランドデザイン」 | 県総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画 (すべての現行計画が該当) |

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(3) 計画の対象

すべての子ども・若者（新生児期からポスト青年期まで（0歳から40歳未満まで））、子育て家庭、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とする。ただし、政策課題によっては、ポスト青年期後（40歳以後）の年齢層についても対象とすることがある。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画の構成イメージ

別紙のとおり

3 今後の主なスケジュール

令和6年3月～ 県子ども・若者施策審議会での審議

当事者、市町村、関係団体等との意見交換

7月 県子ども・若者施策審議会での骨子案を審議

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に骨子案を報告

11月 県子ども・若者施策審議会での計画素案を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案を報告

計画素案に対するパブリック・コメントの実施

令和7年2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告

3月 県子ども・若者施策審議会に計画案を報告

計画の策定

「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」構成イメージ

1 はじめに

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の対象

2 子ども・若者を取りまく状況

少子化、子ども・若者の生活状況、子育て環境等に関するデータを掲載

3 計画の基本理念等

計画の推進により目指す社会像（基本理念）、施策体系等を位置づけ

4 基本理念の実現に向けた具体的な取組み

(1) ライフステージを通じた取組み

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有、子どもの貧困対策、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援 など

(2) ライフステージ別の取組み

ア 子どもの誕生前から幼児期まで

切れ目ない保健・医療の確保、子どもの成長の保障と遊びの確保 など

イ 学童期・思春期

安心して過ごせる居場所づくり、いじめ防止対策、不登校の子どもへの支援 など

ウ 青年期

高等教育の修学支援、就労支援、不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実、結婚新生活への支援 など

(3) 子育て当事者への支援に関する取組み

子育てや教育に関する経済的負担の軽減、共働き・共育ての推進 など

(4) 施策推進の基盤となる取組み

ア 子ども・若者の社会参画・意見反映

イ 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

ウ 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成

5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項を掲載(上記4に記載する内容を除く)

6 計画の点検・評価及び推進体制

計画の推進体制や数値目標等を位置づけ

7 参考資料